

# 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部  
 事業監理官（誘導武器・統合装備担当）  
 評価実施時期：令和5年8月

## 1 事業名

次期中距離空対空誘導弾

## 2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名：領域横断作戦能力

(2) 関係する計画等

名称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 4 領域横断作戦能力 (5) 領域横断作戦の基本となる陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力については、海上優勢・航空優勢を維持・強化するための艦艇・戦闘機等の着実な整備や、先進的な技術を積極的に活用し、無人アセットとの連携を念頭に置きつつ、(略)、抜本的に強化していく。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (4) 陸・海・空の領域における能力 各自衛隊において、装備品等の取得及び能力向上等を加速し、領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化する。先進的な技術を積極的に活用し、各自衛隊の装備品等を着実に整備する(略)

## 3 事業の概要等

(1) 事業の概要

2030年代中盤以降、経空脅威に有効に対処するため、次期戦闘機に搭載する次期中距離空対空誘導弾を開発する。

(2) 総事業費（予定）

約301億円（試作総経費）

(3) 実施期間

令和6年度から令和11年度まで試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和9年度から令和12年度まで各種試験を実施し、その性能を確認する（各種試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和6年	7	8	9	10	11	12
実施内容	← 本事業（試作） →			← 技術試験／実用試験 →			

開発実施線表（基準）

(4) 達成すべき目標

ア 連携能力向上技術の確立

双方向データリンク（※1）システムの技術を確立する。

（※1） データリンク：ここでは誘導弾と航空機間の情報配信、伝達のためのデータ通信システム。

イ ステルス対処能力向上技術の確立

シーカー（※2）能力を向上し、ステルス目標対処に必要な探知性能を確保するための技術を確立する。

（※2） シーカー：誘導弾に搭載され、目標の搜索等に使用する装置

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。

また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 我が国周辺国の航空戦力は質、量ともに向上しており、将来、周辺国において主たる戦闘機となることが予測されるステルス機に対して対応可能、かつ、次期戦闘機に極力数多く搭載することのできる空対空誘導弾が必要である。
	◆当該年度から実施する必要性 我が国周辺国は、戦闘機的能力向上や保有数増大を図っていることから、搭載母機となる次期戦闘機の量産機を部隊配備する所望の時期までに本誘導弾の部隊配備が必要である。 本装備品と次期戦闘機との母機適合性試験を令和13年度から計画しており、令和12年度までに誘導弾としての検証完了が必要となる。 本装備品に要求された目標性能等を実現するための各構成品の試作・試験評価に最低7年間を要することから、令和6年度開発着手が必要である。
	◆代替手段との比較検討状況 次期中距離空対空誘導弾は、次期戦闘機が運用される2030年代中盤以降の戦闘に対応可能な中距離空対空誘導弾であり、これを実現可能な装備品は存在しないことから、諸外国における代替案はない。
効率性	○先行研究の成果の活用 「将来中距離空対空誘導弾に関する研究」の成果の活用により本事業のリスクを低減させ、開発期間及び経費を縮減する。 ○ファミリー化・共通化 次期中距離空対空誘導弾の弾体及びモジュール化された構成品の置換による多用途誘導弾への転用が期待できる。
有効性	次期戦闘機が運用される2030年代中盤以降の戦闘に対応可能な中距離空対空誘導弾であり、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力の確保に資するため、有効である。
費用及び効果	先行研究を最大限活用することで、開発経費の削減が見込まれる。

## 6 総合的評価

本事業を実施することにより、各種経空脅威への対処能力を向上させることは、我が国の航空優勢の確保に直結することから、我が国への侵攻に対しこれを阻止・排除できる防衛力の構築に資するものであり、必要性が認められる。また、本事業により上記第3項第4号で述べた技術の確立が見込まれる。当該技術の確立に係る成果については、試作及び技術試験により検証し、当該検証の結果、目標とする技術が得られた場合には、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。当該成果は自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものである。

以上の点から、本事業は自衛隊の運用ニーズや政策体系上の位置付けと一致しており、いずれの政策評価の観点からも適切であると評価できることから、本事業に着手することは妥当であると判断する。

## 7 有識者意見

本事業の必要性等について異論はない。我が国の防衛に重要な意味がある事業であり、事業期間の短縮を検討しつつ、推進することが必要である。

## 8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。

令和6年度概算要求額：約184億円（後年度負担額を含む。）

## 9 その他の参考情報

運用構想図

